

豊後大野市長 様

豊後大野市施設等利用費請求書（償還払い用）

【 令和元年10月～令和元年12月分】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 1 申請者と認定子どもが、豊後大野市内に居住していることを豊後大野市が住民基本台帳で確認すること。
2 実際に利用していることを豊後大野市が対象施設に確認すること。
3 利用料の支払い状況を豊後大野市が対象施設に確認すること。
4 課税状況を豊後大野市が確認すること（認定種別第3号の者に限る）。

※申請書に記入した認定保護者名を記入してください。

1 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ プンゴ タロウ
氏名 豊後 太郎
認定子どもとの続柄 父
生年月日 昭和*年*月*日
現住所 豊後大野市〇〇町〇〇〇△△番地
電話: 090-****-****

2 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

認定種別(法第30条の4) □第1号 □第2号 □第3号
認定番号 *****
生年月日 平成*年*月*日
フリガナ プンゴ ハナコ
氏名 豊後 花子
請求月期間における住所
[] 現住所のとおり [] 転入した [] 転出した
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入 年 月 日

3 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校・認可外保育施設について記入

フリガナ △△△△コドモエン
施設名称 ○〇こども園
所在地 市外の場合はみ記入
電話:
契約している利用料(何れかにレを記入し金額を記入)※1
[] 月額 27,000円 [] 日額 1,000円 [] 時間 円
請求月期間における在籍状況
[] 期間中在籍 [] 途中入園した [] 途中退園した
上の年月日を記入 年 月 日

※該当する欄に

※上記1にて記入した保護者(請求者)名義で、今回、市の会計課に登録した口座を記入してください。

等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料のした月額相当分を記入してください。

4

金融機関名
振込先確認 [] 下記の口座 [] 前回請求時の口座(口座記入不要)
銀行・信用金庫 本店
農協・信用組合 ○〇 支店
金庫 出張所
預金種目 [] 普通 [] 当座
口座番号 * * * * * * *
口座名義(カタカナ)

(別紙2 認可外保育施設・一時預かり事業・病児、病後児保育・子育て援助活動支援事業)

記入例

1 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児、病後児保育・子育て援助活動支援事業

①	フリガナ	△△△△キッズ	所在地	〒879-7104	
	施設名	〇〇キッズ		豊後大野市三重町〇〇町〇〇〇〇	電話： 0974-22-****
契約している利用料※1		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円
②	フリガナ		所在地	〒879-7104	
	施設名	ファミリーサポート		豊後大野市三重町〇〇町〇〇〇〇	電話： 0974-22-****
契約している利用料※1		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円
③	フリガナ		所在地	〒	
	施設名				電話：
契約している利用料※1		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円
④	フリガナ		所在地	〒	
	施設名				電話：
契約している利用料※1		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円

※1

※施設で支払ったときに受け取った領収書や提供証明書を
確認しながら記入してください。
※食材費等は含まれませんので注意してください。

を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分

2 認可外保育施設・一時預かり事業・病児、病後児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)(a) ※2 ※3	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b) ※2	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d)	請求額(cとdを比較して小さい方)
令和元年 10 月	38,000 円	円	38,000 円	37,000 円	37,000 円
令和元年 11 月	38,000 円	円	38,000 円	37,000 円	37,000 円
令和元年 12 月	38,000 円	1,800 円	39,800 円	37,000 円	37,000 円
年 月	円	円	円	円	円

※2 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付してください。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※3 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください(10円未満の端数がある場合は切り捨て)。

※4 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数
・途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数